

# 加入金

久留米市水道条例第29条

(消費税等込み)

水道メータの口径	加入金額
φ13mm	44,000円
φ20mm	66,000円
φ25mm	74,580円
φ40mm	264,000円
φ50mm	619,080円
φ75mm	1,240,800円
φ100mm	4,547,400円
φ150mm	13,200,000円
φ200mm以上	管理者が別途定める

※ 改築等で水道メータを大きくする場合は新旧メータ口径に対応する加入金の差額の納付が必要となります。

# 手数料

久留米市水道条例第30条

給水装置工事手数料		
給水管の口径	13~25ミリメートル	3,000円
	40~50ミリメートル	10,000円
	75ミリメートル以上	20,000円

※ 撤去工事の場合は、本表にかかわらず1,000円とする

加入金・手数料に関する問合せ先

久留米市企業局上下水道部 給排水設備課

TEL 0942-30-8522 (直通)